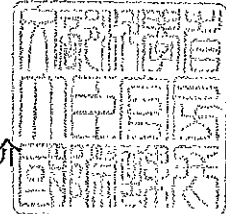


19 文科際第 24 号
平成 19 年 4 月 26 日

科学技術政策研究所長
各国公立大学長
各高等専門学校長 殿
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省関係各独立行政法人の長

文部科学省大臣官房国際課長

吉尾 啓介



(印影印刷)

国際連合安全保障理事会決議第 1737 号を受けた
イラン人研究者及び学生との交流における不拡散上の留意点について (依頼)

昨年 12 月 23 日、イランに対して濃縮関連活動をはじめとする拡散上機微な核活動の停止を義務づけ、また、すべての国連加盟国に対してイランの拡散上機微な核活動及びミサイル開発に寄与し得る資金、物資および技術の移転を防止する等の措置を義務づける国連安保理決議第 1737 号が採択されました。

同決議は、すべての国連加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与するであろう分野の、自国の領域内における若しくは自国民によるイラン国民に対する専門教育又は訓練を監視し防止することを要請しています。

これを受け、去る 2 月 20 日、外務省より、イラン人研究者及び学生との交流における不拡散上の防止の徹底につき、文部科学省に対し協力要請がありました。

文部科学省としては、昨年 3 月 24 日付けの「大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について (依頼)」と題する通知において、関係機関に対し外国為替及び外国貿易法の遵守についての協力依頼をさせていただいていますが (別添参照)、この通知に関する取組みの徹底は同決議の趣旨に適うものと考えております。

つきましては、大学及び公的研究機関におかれましては、改めて輸出管理体制の強化に向けた取組みを徹底していただきますようお願いいたします。

(参考資料)

参考資料 1 「国連安保理決議第 1737 号 (英文)」

参考資料 2 「平成 19 年 1 月 29 日付官報掲載の同安保理決議和訳」

担当：文部科学省大臣官房国際課

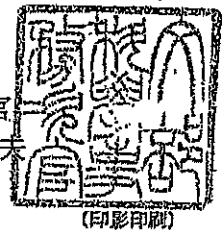
電話：03-5222-4111 (内線 2032)

17.文科際第217号

平成18年3月24日

科学技術政策研究所長
各 国 公 私 立 大 学 長
各 高 等 専 門 学 校 長 殿
各大学共同利用機関法人機構長
文部科学省関係各独立行政法人の長

文 部 科 学 事 務 次 官
結 城 章 夫



(印影印刷)

大学及び公的研究機関における輸出管理体制の強化について（依頼）

我が国では、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出（※1）や技術提供（※2）に関し、国際協調の下に外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、輸出管理を行っております。

しかし最近、我が国及び世界の安全保障上ゆるがせにできない外為法違反容疑事案が続いており、去る3月3日、経営者の輸出管理意識の向上及び外為法の遵守を徹底するため、経済産業大臣名で、輸出関係団体の長に対して通知が発出され、また、文部科学大臣に対しても協力要請がありました。

これまでのところ、大学及び公的研究機関（以下「大学等」という。）における外為法違反事例は報告されておりませんが、このような情勢に鑑み、各大学等におかれては、上記貨物の輸出や技術提供が不用意に行われることがないように、輸出管理の徹底にご協力いただきますよう、お願いいたします。

外為法に基づく輸出管理に係る留意点等は、例えば下記の事項などが考えられるところ、関係法令等を踏まえ、十分御留意の上、宜しくお取り計らい下さい。

なお、経済産業省において、全都道府県において大学等を対象とした輸出管理強化に係る説明会を実施することとしています。各大学等におかれては、当該説明会へ積極的にご参加いただきますようお願いいたします。

（注） ※1…外為法第48条第1項に規定する貨物の輸出

※2…外為法第25条第1項第1号に規定する技術提供

記

○ 大学等においては、先端的な教育・研究活動が行われているところであるが、このような教育・研究活動を行う上では、貨物の輸出及び非居住者に対する技術の提供等につき規制している外為法の趣旨を十分踏まえる必要があること。

○ 例えば、国際的な共同研究等において、海外への貨物の輸出（試作品や試料等の送付・持ち出し）は、外為法に基づく経済産業大臣の輸出許可の対象となる場合があること。また、大学等において受け入れている留学生等について、入国後6ヶ月が経過していない者に対する技術提供（当該技術に係る資料の提示や電子メール、口頭での伝達を含む。）は外為法に基づく経済産業大臣の役務取引許可の対象となる場合があること（国際的な共同研究等を含む。研究の場所が国内であるか国外であるかを問わない。）。

○ 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であって、以下のいずれかに該当するものについては、経済産業大臣の役務取引許可を受ける必要はないこと。

- ・ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引
- ・ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引
- ・ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引
- ・ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引
- ・ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

なお、研究過程における海外の研究者とのデータや試料の交換等は、それが不特定多数の者が入手可能なものでない限り、許可申請の対象となりうるため、注意を要すること。

（参考資料）

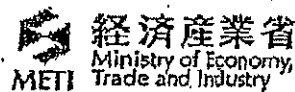
参考資料1 「我が国の輸出管理の強化策について」（平成18年3月3日経済産業省発表）

参考資料2 「外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく輸出管理について」

担当 大臣官房国際課

電話 03-5253-4111（内2032）

News Release

経済産業省
Ministry of Economy,
Trade and Industry

我が国輸出管理の強化策について

平成18年3月3日

経済産業省

最近、我が国及び世界の安全保障上ゆるがせにできない外為法違反容疑事案が続いています。こうした事態を受け、経済産業省では、経営トップの輸出管理意識の向上をはじめ、外為法の遵守を徹底するため、以下の輸出管理強化策を講じることとします。

1. 外為法の遵守状況についての調査の強化

- (1) 当面100社を目途に抜き打ち的な立入検査を実施します。
- (2) 立入検査の結果、輸出管理に不備事項が認められる企業等については、その代表者からの弁明書及び改善誓約書の提出を求めます。

2. 輸出者、特に経営者の輸出管理意識の向上

- (1) 輸出関連団体（約240団体）の長あてに経済産業大臣名で輸出管理の強化を求める要請文を発出します。
- (2) 法令改正事項、違反事例の紹介を中心とした企業等に対する説明会を充実・強化させます。（年間70回の開催を目途）
- (3) 輸出管理説明会への参加を一般包括許可の取得・更新の要件とし、輸出管理部門のみならず経営・営業部門の参加を義務付けます。また、経営トップにも参加を要請します。
- (4) 従来、国際輸出管理レジームの対処方針策定補助等の専門技術業務を行っている調査員（民間人に委嘱：平成17年度33名）を企業啓発業務等に活用するために最大100人まで拡充します。

3. 貨物のみならず技術に関する輸出管理の徹底

- (1) 大学等研究機関を所管する文部科学大臣あてに輸出管理の強化を求める要請文を発出します。
- (2) 大学等を対象とした説明会を文部科学省と協力して47都道府県で実施します。
- (3) 前掲の輸出関連団体の長あての要請文に加え、貨物輸出企業が行う輸出先への役務提供についての規制内容を説明会等において周知することを強化します。

4. 海外における輸出管理に係る支援強化

- (1) アジア諸国への輸出管理協力（アウトリーチ）を強化します。迂回輸出を防止する観点から、3月20～21日に、台湾において輸出管理協議及び輸出管理セミナーを開催する予定です。

- (2) 海外子会社の輸出管理について、先行企業の事例集を作成します。
- (3) 海外子会社の従業員研修のための教材を作成します。

<関連資料>

- 1. 安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について
- 2. 大学等における輸出管理の強化について

(本発表資料のお問い合わせ先)

貿易経済協力局貿易管理部

担当者：青木補佐、田上補佐、仙田係長

電話：03-3501-1511 (代表) (内線：3271)

03-3501-2800 (直通)

経済産業省

平成 18・03・01 質第 4 号

平成 18 年 3 月 3 日

輸出関係団体の長あて（各通）

経済産業大臣 二階 俊博

安全保障貿易に係る輸出管理の厳正な実施について

我が国は、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等の不拡散政策を堅持し、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術提供に関し、国際協調の下に外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、厳格な輸出管理を行ってきております。

大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の輸出管理の重要性は、我が国のみならず国際的にも高まっており、国連安全保障理事会、先進国首脳会議や A P E C も含め、様々な場においても繰り返し確認されているところですが、大量破壊兵器等の拡散防止の推進について中心的役割を担っている国のひとつとして、我が国の責任はますます重くなってきていると認識している次第です。

これまでも、法令遵守及び輸出管理体制の整備につきましては、繰り返し要請してきているところですが、最近の状況を踏まえ、改めて別添記載の事項に十分御留意の上、輸出管理について全社をあげて取り組んでいただくよう要請いたします。

(別添)

1 外為法等の遵守及び輸出管理の重要性についての周知徹底

- (1) 外為法等の遵守及び輸出管理の重要性について、経営トップ以下が改めて認識を深め、場合によってはその不備が企業の存亡に関わるという点も含めて、社内、子会社・関連会社、海外子会社に対して周知徹底すること。
- (2) 社内における輸出管理体制の整備や実際の輸出管理の実施等に当たっては、経営トップが責任をもって実行すること。
- (3) 当省としても、今後随時の立入検査を強化することとしており、検査結果については、社内に周知徹底するとともに、輸出管理の不備事項については、企業の代表権を有する者から弁明書及び改善誓約書の提出を求めるので、留意すること。

2 輸出管理体制の整備及び確実な実施

- (1) 企業の代表権を有する者を輸出管理の最高責任者とする輸出管理体制を整備し、該非判定や輸入者・最終需要者等の審査に当たっては、事業部だけの判断に委ねず、役員以上を最終判断権者とする輸出管理統括部署において検証の上、最終的な取引の可否につき判断すること。
- (2) 輸入者・最終需要者等については、初めて引き合いがあった場合には、その引き合いルートにかかわらず、軍事関連企業との取引等懸念すべき点がないかを慎重に審査することはもちろんのこと、取引開始後もその動向等を把握し、定期的に再度審査を行うこと。
- (3) 出荷・輸出される貨物等が、関連書類に記載された貨物等と同一であることを確認するとともに、通関時に事故が発生した場合には、輸出管理統括部署に速やかに報告される体制を整備すること。
- (4) 輸出等に関連する文書は、輸出時から少なくとも5年間は保存すること。
- (5) 外為法においては、貨物だけでなく、技術移転等の役務提供についても規制対象となっていることを十分認識し、厳格に管理を行うこと。
- (6) 輸出管理社内規程（コンプライアンス・プログラム）を整備し、自己管理チェックリスト等により、その確実な履行がなされていることを輸出管理統括部署において確認すること。また、状況の変化があった場合には、機動的に輸出管理社内規程を見直すこと。
- (7) 懸念貨物等が、第三国を経由して懸念国に渡る事例が世界的に見られるところ、海外子会社において、これらの懸念貨物等の拡散に関与したことが明らかになれば、企業の社会的責任が問われかねないことを十分認識の上、海外子会社における輸出管理社内規程の策定等を通じた輸出管理の厳格な指導を行うこと。
- (8) 不正な輸出等がなされないよう万全を期すため、輸出管理社内規程の履行の一環として監査を定期的の実施し、輸出管理体制の不備や不正輸出等がないかを十分チェックすること。

3 許可条件等の遵守及び一般包括許可の適正な使用

- (1) 許可申請内容が機微度が高い場合等において、最終需要者における定期的な使用状況等の報告、最終需要者から移転される場合の輸出者及び当省の同意等を、許可条件として付したり、誓約書の提出を求めたりする場合があるところ、

その確実な履行がなされるよう、輸出管理統括部署において、十分指導すること。

- (2) 許可条件等に違反した場合には、当該許可の取消、今後の輸出案件の不許可、さらには罰則の適用があることにも留意し、輸入者及び最終需要者にも理解を求め、その確実な遵守を図ること。
- (3) 貨物等及び仕向先に応じて使用できる許可の種類（個別許可又は一般包括許可）が決まっているところ、輸出等に当たっては使用する許可証を十分に確認して輸出等を行うこと。
- (4) 一般包括許可の条件として付している項目（軍事用途に使われるおそれがある場合の届出、軍事用途に使われる場合の失効等）についても、確実な履行を図ること。
- (5) 輸出管理体制が不十分と認められる場合や、法令違反等があった場合には、一般包括許可の取消等があることに留意し、輸出管理社内規程の策定及び確実な履行を図ること。
- (6) 一般包括許可の取得・更新に当たっては、経営・営業部門を当省が行う輸出管理説明会へ参加させること。また、経営トップも自ら積極的に参加すること。

4 当省及び財団法人安全保障貿易情報センター等における情報・支援制度の活用

- (1) 輸入者や最終需要者等に関する懸念情報については、当省が提供しているキャッチオール規制に係る「外国ユーザーリスト」を参照するとともに、例えば、財団法人安全保障貿易情報センター（以下「CISTEC」という。）が提供しているいわゆるチェーサー情報等も確認すること。
- (2) 当省及びCISTECにおいて、外為法の制度・運用及び大量破壊兵器関連貨物等に係る諸情勢等について、各種説明会の開催、モデル輸出管理社内規程や海外子会社における輸出管理関連資料等の提供等の支援も行っているため、その活用を図ること。

経 済 産 業 省

平成18・03・01 貿第5号

平成18年3月3日

文部科学大臣 小坂 憲次 殿

経済産業大臣 二階 俊博

大学等における輸出管理の強化について

我が国は、平和国家としての立場から、大量破壊兵器等の不拡散政策を堅持し、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術提供に関し、国際協調の下に外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）に基づき、厳格な輸出管理を行ってきております。

大量破壊兵器等に関連する貨物・技術の輸出管理の重要性は、我が国のみならず国際的にも高まっており、国連安全保障理事会、先進国首脳会議やAPECも含め、様々な場において繰り返し確認されているところですが、大量破壊兵器等の拡散防止の推進について中心的役割を担っている国の一つとして、我が国の責任はますます重くなってきていると認識している次第です。

当省としては、このような認識の下、企業における輸出管理体制の整備はもちろんのこと、先端的な研究開発を行う大学や公的研究機関（以下「大学等」という。）におきましても、実効的な輸出管理が行われる必要が、以前にも増して高まってきていると考えております。

外為法におきましては、学会誌への論文の投稿や学会発表など、技術を公知とするための行為は、経済産業大臣の許可を受けずに行うことができるものとする一方、計測機器や試料等の貨物や技術資料等の海外への持ち出し、海外出張等に際しての技術提供、海外からの研究者や留学生の受入れに伴う技術の提供、国際的な共同研究等における技術移転の中には、経済産業大臣の許可が必要なものがあります。これらが、許可を得ずに不用意に懸念先に輸出・提供された場合には、国際的な問題となり得る場合もあり得ると認識しています。

このような状況を踏まえ、貴省所管の大学等に対し、大量破壊兵器等に関連する貨物の輸出や技術の提供が不用意に行われることがないように、管理を的確に行うよう、御指導方お願いいたします。

外国為替及び外国貿易法（外為法）に基づく輸出管理について

- 大量破壊兵器の不拡散の取組みに関する認識が国際的に高まっており、アジア欧州会合（ASEM）、ASEAN地域フォーラム（ARF）等の多国間協議の場で不拡散に関する各種宣言が出されているほか、国連においても2004年4月、大量破壊兵器等の不拡散に関する安保理決議1540が採択され、大量破壊兵器の不拡散に関するG8行動計画も採択されるなどしている。
- 我が国においては、以上の国際的動向を踏まえつつ、外国為替及び外国貿易法（以下「外為法」という。）によって、大量破壊兵器に関連する貨物の輸出や情報提供について厳格な輸出管理を行っているところ。
具体的には以下のとおり。以下に該当するような行為を経済産業大臣の許可なく行った場合には、3年以内の取引禁止や罰則の適用を受ける場合がある。

（貨物の輸出）

国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出（外為法第48条第1項）。

- 政令等で指定された貨物（※）を輸出する際には、当該輸出行為を行う者の氏名及び住所、仕向地のほか、輸出を行う物品の明細等を添えて経済産業大臣に予め許可を得る必要がある。

（技術の提供）

（居住者と非居住者との間の取引で、）国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなる特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を特定の地域において提供することを目的とする取引（外為法第25条第1項第1号）。

- 政令等で指定された貨物（※）の設計、製造等に係る技術を提供することを目的とした取引を行う場合は、経済産業大臣の許可が必要になることがある。
この場合、技術提供を行う場は国内外を問わない。従って、研究者が海外出張中に技術提供を行う場合や、海外からの研究者又は留学生に対し技術提供を行う場合も、該当する。また、「技術を提供する」には、口頭での伝達のほか、技術に係る資料の提供も含まれる。
さらに学会誌、公開特許情報、学会発表用の原稿等の不特定多数の者が入手可能な技術の提供については、経済産業大臣の許可を受ける必要はないとされているが、研究過程における海外の研究者とのデータや試料の交換等も、それが不特定多数の者が入手可能なものでない限り、許可申請の対象となりうる。

※ 爆発物又はその付属品、核燃料物質又は核原料物質、放射性同位元素、化学製剤の製造装置、磁力計又はレーダー、ロケット等がある。なお、規制対象となる個々の技術及び貨物については、国際輸出管理レジーム（*）上の規制に準拠した形で、政令等において規定されている。

- * 大量破壊兵器やその製造方法等が懸念国等に渡らないようにするための輸出管理の国際的枠組みのことで、原子力専用品・汎用品・技術についての原子力供給国グループ（NSG）、ミサイルや関連汎用品・技術についてのミサイル技術管理レジーム（MTCR）、生物・化学兵器関連汎用品・技術についての、オーストラリアグループ（AG）、通常兵器及び関連汎用品・技術についてのワッセナー・アレンジメント（WA）がある。

【参照条文】

(貨物輸出関係)

○外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）

(輸出の許可等)

第四十八条 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出をしようとする者は、政令で定めるところにより、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

2・3 (略)

(制裁)

第五十三条 経済産業大臣は、第四十八条第一項の規定による許可を受けないで同項に規定する貨物の輸出をした者に対し、三年以内の期間を限り、輸出を行い、又は非居住者との間で特定技術の提供を目的とする取引を行うことを禁止することができる。

2 経済産業大臣は、貨物の輸出又は輸入に関し、この法律、この法律に基づく命令又はこれらに基づく処分に違反した者（前項に規定する者を除く。）に対し、一年以内の期間を限り、輸出又は輸入を行うことを禁止することができる。

○輸出貿易管理令（昭和24年政令第378号）

(輸出の許可)

第一条 外国為替及び外国貿易法（以下「法」という。）第四十八条第一項に規定する政令で定める特定の地域を仕向地とする特定の種類の貨物の輸出は、別表第一中欄に掲げる貨物の同表下欄に掲げる地域を仕向地とする輸出とする。

2 法第四十八条第一項の規定による許可を受けようとする者は、経済産業省令で定める手続に従い、当該許可の申請をしなければならない。

(技術移転関係)

○外国為替及び外国貿易法（昭和24年法律第228号）

(定義)

第六条 この法律又はこの法律に基づく命令において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

一～四 (略)

五 「居住者」とは、本邦内に住所又は居所を有する自然人及び本邦内に主たる事務所を有する法人をいう。非居住者の本邦内の支店、出張所その他の事務所は、法律上代理権がある与否にかかわらず、その主たる事務所が外国にある場合においても居住者とみなす。

六～十六

2 (略)

(役務取引等)

第二十五条 居住者は、非居住者との間で次に掲げる取引を行おうとするときは、政令で定めるところにより、当該取引について、経済産業大臣の許可を受けなければならない。

一 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術（以下「特定技術」という。）を特定の地域において提供することを目的とする取引

二 国際的な平和及び安全の維持を妨げることとなると認められるものとして政令で定める外国相互間の貨物の移動を伴う貨物の売買に関する取引

2～4 (略)

(制裁等)

第二十五条の二 経済産業大臣は、前条第一項の規定による許可を受けないで同項第一号に規定する取引を行った者に対し、三年以内の期間を限り、非居住者との間で貨物の設計、製造若しくは使用に係る技術の提供を目的とする取引を行い、又は特定技術に係る特定の種類の貨物の輸出を行うことを禁止することができる。

2～4 (略)

○外国為替令(昭和55年政令第260号)

(役務取引の許可等)

第十七条 法第二十五条第一項第一号に規定する政令で定める特定の種類の貨物の設計、製造又は使用に係る技術を特定の地域において提供することを目的とする取引は、別表中欄に掲げる技術と同表下欄に掲げる地域において提供することを目的とする取引とする。

2・3 (略)

4 第一項又は第二項に規定する取引のうち経済産業大臣が当該取引の当事者、内容その他からみて法の目的を達成するため特に支障がないと認めて指定したものについては、法第二十五条第一項の規定による経済産業大臣の許可を受けないで当該取引をすることができる。

○貿易関係貿易外取引等に関する省令(平成10年通商産業省令第8号)

(許可を要しない役務取引等)

第九条 令第十七条第四項に規定する経済産業大臣が指定する取引は、次の各号の一に該当する取引とする。

一～四 (略)

五 公知の技術を提供する取引又は技術を公知とするために当該技術を提供する取引であつて、以下のいずれかに該当するもの

イ 新聞、書籍、雑誌、カタログ、電気通信ネットワーク上のファイル等により、既に不特定多数の者に対して公開されている技術を提供する取引

ロ 学会誌、公開特許情報、公開シンポジウムの議事録等不特定多数の者が入手可能な技術を提供する取引

ハ 工場の見学コース、講演会、展示会等において不特定多数の者が入手又は聴講可能な技術を提供する取引

ニ ソースコードが公開されているプログラムを提供する取引

ホ 学会発表用の原稿又は展示会等での配布資料の送付、雑誌への投稿等、当該技術を不特定多数の者が入手又は閲覧可能とすることを目的とする取引

六～十

2 (略)

○外国為替法令の解釈及び運用について(昭和55年11月29日付蔵国第4672号)
(居住性の判定基準)

6-1-5、6

1 個人(3に掲げる者を除く)

個人の居住性は、当該個人が本邦内に住所又は居所を有するか否かにより判定されるが、その判定が困難である場合もあるので、次に掲げるところにより、本邦内に住所又は居所を有するか否かを判定するものとする。

(1) 本邦人の場合

イ 本邦人は、原則として、その住所又は居所を本邦内に有するものと推定し、居住者として取り扱うが、次に掲げる者については、その住所又は居所が外国にあるものと推定し、非居住者として取り扱う。

- (イ) 外国にある事務所（本邦法人の海外支店等及び現地法人並びに国際機関を含む。）に勤務する目的で出国し外国に滞在する者
 - (ロ) 2年以上外国に滞在する目的で出国し外国に滞在する者
 - (ハ) (イ)又は(ロ)に掲げる者のほか、本邦出国後外国に2年以上滞在するに至った者
 - (ニ) (イ)又は(ハ)に掲げる者で、事務連絡、休暇等のため一時帰国し、その滞在期間が6月未満のもの
- ロ イにかかわらず、本邦の在外公館に勤務する目的で出国し外国に滞在する者は、居住者として取り扱う。

(2) 外国人の場合

- イ 外国人は、原則として、その住所又は居所を本邦内に有しないものと推定し、非居住者として取り扱うが、次に掲げる者については、その住所又は居所を本邦内に有するものと推定し、居住者として取り扱う。
- (イ) 本邦内にある事務所に勤務する者
 - (ロ) 本邦に入国後6月以上を経過するに至った者
- ロ イにかかわらず、次に掲げる者は、非居住者として取り扱う。
- (イ) 外国政府又は国際機関の公務を帯びる者
 - (ロ) 外交官又は領事官及びこれらの随員又は使用人。ただし、外国において任命又は雇用された者に限る。

(3) 家族の居住性

居住者又は非居住者と同居し、かつ、その生計費が、専ら当該居住者又は非居住者に負担されている家族の居住性は、当該居住者又は非居住者の居住性に従うものとする。

2 法人等（法人、団体、機関その他これらに準ずるものをいい、3に掲げるものを除く。）（略）

3 合衆国軍隊等及び国際連合の軍隊等（略）

4 居住性の認定申請手続

個人及び法人等の居住性は、上記1から3までの基準により判定されるが、その居住性の明白でない場合において、居住者又は非居住者の区別について、財務大臣の認定を受けようとするときは、外為省令第3条に規定する手続により認定の申請をするものとする。この場合において、当該申請者は、営業又は勤務に従事しているかどうか、収入をどこで受けているか等について資料を提出し、当該申請に係る居住性を立証するものとする。

United Nations

S/RES/1737 (2006)*



Security Council

Distr.: General
27 December 2006

Resolution 1737 (2006)

**Adopted by the Security Council at its 5612th meeting, on
23 December 2006**

The Security Council,

Recalling the Statement of its President, S/PRST/2006/15, of 29 March 2006, and its resolution 1696 (2006) of 31 July 2006,

Reaffirming its commitment to the Treaty on the Non-Proliferation of Nuclear Weapons, and recalling the right of States Party, in conformity with Articles I and II of that Treaty, to develop research, production and use of nuclear energy for peaceful purposes without discrimination,

Reiterating its serious concern over the many reports of the IAEA Director General and resolutions of the IAEA Board of Governors related to Iran's nuclear programme, reported to it by the IAEA Director General, including IAEA Board resolution GOV/2006/14,

Reiterating its serious concern that the IAEA Director General's report of 27 February 2006 (GOV/2006/15) lists a number of outstanding issues and concerns on Iran's nuclear programme, including topics which could have a military nuclear dimension, and that the IAEA is unable to conclude that there are no undeclared nuclear materials or activities in Iran,

Reiterating its serious concern over the IAEA Director General's report of 28 April 2006 (GOV/2006/27) and its findings, including that, after more than three years of Agency efforts to seek clarity about all aspects of Iran's nuclear programme, the existing gaps in knowledge continue to be a matter of concern, and that the IAEA is unable to make progress in its efforts to provide assurances about the absence of undeclared nuclear material and activities in Iran,

Noting with serious concern that, as confirmed by the IAEA Director General's reports of 8 June 2006 (GOV/2006/38), 31 August 2006 (GOV/2006/53) and 14 November 2006 (GOV/2006/64), Iran has not established full and sustained suspension of all enrichment-related and reprocessing activities as set out in resolution 1696 (2006), nor resumed its cooperation with the IAEA under the Additional Protocol, nor taken the other steps required of it by the IAEA Board of Governors, nor complied with the provisions of Security Council resolution

* Reissued for technical reasons.

1696 (2006) and which are essential to build confidence, and *deploring* Iran's refusal to take these steps,

Emphasizing the importance of political and diplomatic efforts to find a negotiated solution guaranteeing that Iran's nuclear programme is exclusively for peaceful purposes, and *noting* that such a solution would benefit nuclear non-proliferation elsewhere, and *welcoming* the continuing commitment of China, France, Germany, the Russian Federation, the United Kingdom and the United States, with the support of the European Union's High Representative to seek a negotiated solution,

Determined to give effect to its decisions by adopting appropriate measures to persuade Iran to comply with resolution 1696 (2006) and with the requirements of the IAEA, and also to constrain Iran's development of sensitive technologies in support of its nuclear and missile programmes, until such time as the Security Council determines that the objectives of this resolution have been met,

Concerned by the proliferation risks presented by the Iranian nuclear programme and, in this context, by Iran's continuing failure to meet the requirements of the IAEA Board of Governors and to comply with the provisions of Security Council resolution 1696 (2006), *mindful* of its primary responsibility under the Charter of the United Nations for the maintenance of international peace and security,

Acting under Article 41 of Chapter VII of the Charter of the United Nations,

1. *Affirms* that Iran shall without further delay take the steps required by the IAEA Board of Governors in its resolution GOV/2006/14, which are essential to build confidence in the exclusively peaceful purpose of its nuclear programme and to resolve outstanding questions;

2. *Decides*, in this context, that Iran shall without further delay suspend the following proliferation sensitive nuclear activities:

(a) all enrichment-related and reprocessing activities, including research and development, to be verified by the IAEA; and

(b) work on all heavy water-related projects, including the construction of a research reactor moderated by heavy water, also to be verified by the IAEA;

3. *Decides* that all States shall take the necessary measures to prevent the supply, sale or transfer directly or indirectly from their territories, or by their nationals or using their flag vessels or aircraft to, or for the use in or benefit of, Iran, and whether or not originating in their territories, of all items, materials, equipment, goods and technology which could contribute to Iran's enrichment-related, reprocessing or heavy water-related activities, or to the development of nuclear weapon delivery systems, namely:

(a) those set out in sections B.2, B.3, B.4, B.5, B.6 and B.7 of INFCIRC/254/Rev.8/Part 1 in document S/2006/814;

(b) those set out in sections A.1 and B.1 of INFCIRC/254/Rev.8/Part 1 in document S/2006/814, except the supply, sale or transfer of:

(i) equipment covered by B.1 when such equipment is for light water reactors;

(ii) low-enriched uranium covered by A.1.2 when it is incorporated in assembled nuclear fuel elements for such reactors;

(c) those set out in document S/2006/815, except the supply, sale or transfer of items covered by 19.A.3 of Category II;

(d) any additional items, materials, equipment, goods and technology, determined as necessary by the Security Council or the Committee established by paragraph 18 below (herein "the Committee"), which could contribute to enrichment-related, or reprocessing, or heavy water-related activities, or to the development of nuclear weapon delivery systems;

4. *Decides* that all States shall take the necessary measures to prevent the supply, sale or transfer directly or indirectly from their territories, or by their nationals or using their flag vessels or aircraft to, or for the use in or benefit of, Iran, and whether or not originating in their territories, of the following items, materials, equipment, goods and technology:

(a) those set out in INFCIRC/254/Rev.7/Part2 of document S/2006/814 if the State determines that they would contribute to enrichment-related, reprocessing or heavy water-related activities;

(b) any other items not listed in documents S/2006/814 or S/2006/815 if the State determines that they would contribute to enrichment-related, reprocessing or heavy water-related activities, or to the development of nuclear weapon delivery systems;

(c) any further items if the State determines that they would contribute to the pursuit of activities related to other topics about which the IAEA has expressed concerns or identified as outstanding;

5. *Decides* that, for the supply, sale or transfer of all items, materials, equipment, goods and technology covered by documents S/2006/814 and S/2006/815 the export of which to Iran is not prohibited by subparagraphs 3 (b), 3 (c) or 4 (a) above, States shall ensure that:

(a) the requirements, as appropriate, of the Guidelines as set out in documents S/2006/814 and S/2006/985 have been met; and

(b) they have obtained and are in a position to exercise effectively a right to verify the end-use and end-use location of any supplied item; and

(c) they notify the Committee within ten days of the supply, sale or transfer; and

(d) in the case of items, materials, equipment, goods and technology contained in document S/2006/814, they also notify the IAEA within ten days of the supply, sale or transfer;

6. *Decides* that all States shall also take the necessary measures to prevent the provision to Iran of any technical assistance or training, financial assistance, investment, brokering or other services, and the transfer of financial resources or services, related to the supply, sale, transfer, manufacture or use of the prohibited items, materials, equipment, goods and technology specified in paragraphs 3 and 4 above;

7. *Decides* that Iran shall not export any of the items in documents S/2006/814 and S/2006/815 and that all Member States shall prohibit the procurement of such items from Iran by their nationals, or using their flag vessels or aircraft, and whether or not originating in the territory of Iran;

8. *Decides* that Iran shall provide such access and cooperation as the IAEA requests to be able to verify the suspension outlined in paragraph 2 and to resolve all outstanding issues, as identified in IAEA reports, and *calls upon* Iran to ratify promptly the Additional Protocol;

9. *Decides* that the measures imposed by paragraphs 3, 4 and 6 above shall not apply where the Committee determines in advance and on a case-by-case basis that such supply, sale, transfer or provision of such items or assistance would clearly not contribute to the development of Iran's technologies in support of its proliferation sensitive nuclear activities and of development of nuclear weapon delivery systems, including where such items or assistance are for food, agricultural, medical or other humanitarian purposes, provided that:

(a) contracts for delivery of such items or assistance include appropriate end-user guarantees; and

(b) Iran has committed not to use such items in proliferation sensitive nuclear activities or for development of nuclear weapon delivery systems;

10. *Calls upon* all States to exercise vigilance regarding the entry into or transit through their territories of individuals who are engaged in, directly associated with or providing support for Iran's proliferation sensitive nuclear activities or for the development of nuclear weapon delivery systems, and *decides* in this regard that all States shall notify the Committee of the entry into or transit through their territories of the persons designated in the Annex to this resolution (herein "the Annex"), as well as of additional persons designated by the Security Council or the Committee as being engaged in, directly associated with or providing support for Iran's proliferation sensitive nuclear activities and for the development of nuclear weapon delivery systems, including through the involvement in procurement of the prohibited items, goods, equipment, materials and technology specified by and under the measures in paragraphs 3 and 4 above, except where such travel is for activities directly related to the items in subparagraphs 3 (b) (i) and (ii) above;

11. *Underlines* that nothing in the above paragraph requires a State to refuse its own nationals entry into its territory, and that all States shall, in the implementation of the above paragraph, take into account humanitarian considerations as well as the necessity to meet the objectives of this resolution, including where Article XV of the IAEA Statute is engaged;

12. *Decides* that all States shall freeze the funds, other financial assets and economic resources which are on their territories at the date of adoption of this resolution or at any time thereafter, that are owned or controlled by the persons or entities designated in the Annex, as well as those of additional persons or entities designated by the Security Council or by the Committee as being engaged in, directly associated with or providing support for Iran's proliferation sensitive nuclear activities or the development of nuclear weapon delivery systems, or by persons or entities acting on their behalf or at their direction, or by entities owned or controlled by them, including through illicit means, and that the measures in this paragraph shall cease to apply in respect of such persons or entities if, and at such

time as, the Security Council or the Committee removes them from the Annex, and *decides further* that all States shall ensure that any funds, financial assets or economic resources are prevented from being made available by their nationals or by any persons or entities within their territories, to or for the benefit of these persons and entities;

13. *Decides* that the measures imposed by paragraph 12 above do not apply to funds, other financial assets or economic resources that have been determined by relevant States:

(a) to be necessary for basic expenses, including payment for foodstuffs, rent or mortgage, medicines and medical treatment, taxes, insurance premiums, and public utility charges or exclusively for payment of reasonable professional fees and reimbursement of incurred expenses associated with the provision of legal services, or fees or service charges, in accordance with national laws, for routine holding or maintenance of frozen funds, other financial assets and economic resources, after notification by the relevant States to the Committee of the intention to authorize, where appropriate, access to such funds, other financial assets or economic resources and in the absence of a negative decision by the Committee within five working days of such notification;

(b) to be necessary for extraordinary expenses, provided that such determination has been notified by the relevant States to the Committee and has been approved by the Committee;

(c) to be the subject of a judicial, administrative or arbitral lien or judgement, in which case the funds, other financial assets and economic resources may be used to satisfy that lien or judgement provided that the lien or judgement was entered into prior to the date of the present resolution, is not for the benefit of a person or entity designated pursuant to paragraphs 10 and 12 above, and has been notified by the relevant States to the Committee;

(d) to be necessary for activities directly related to the items specified in subparagraphs 3 (b) (i) and (ii) and have been notified by the relevant States to the Committee;

14. *Decides* that States may permit the addition to the accounts frozen pursuant to the provisions of paragraph 12 above of interests or other earnings due on those accounts or payments due under contracts, agreements or obligations that arose prior to the date on which those accounts became subject to the provisions of this resolution, provided that any such interest, other earnings and payments continue to be subject to these provisions and are frozen;

15. *Decides* that the measures in paragraph 12 above shall not prevent a designated person or entity from making payment due under a contract entered into prior to the listing of such a person or entity, provided that the relevant States have determined that:

(a) the contract is not related to any of the prohibited items, materials, equipment, goods, technologies, assistance, training, financial assistance, investment, brokering or services referred to in paragraphs 3, 4 and 6 above;

(b) the payment is not directly or indirectly received by a person or entity designated pursuant to paragraph 12 above;

and after notification by the relevant States to the Committee of the intention to make or receive such payments or to authorize, where appropriate, the unfreezing of funds, other financial assets or economic resources for this purpose, ten working days prior to such authorization;

16. *Decides* that technical cooperation provided to Iran by the IAEA or under its auspices shall only be for food, agricultural, medical, safety or other humanitarian purposes, or where it is necessary for projects directly related to the items specified in subparagraphs 3 (b) (i) and (ii) above, but that no such technical cooperation shall be provided that relates to the proliferation sensitive nuclear activities set out in paragraph 2 above;

17. *Calls upon* all States to exercise vigilance and prevent specialized teaching or training of Iranian nationals, within their territories or by their nationals, of disciplines which would contribute to Iran's proliferation sensitive nuclear activities and development of nuclear weapon delivery systems;

18. *Decides* to establish, in accordance with rule 28 of its provisional rules of procedure, a Committee of the Security Council consisting of all the members of the Council, to undertake the following tasks:

(a) to seek from all States, in particular those in the region and those producing the items, materials, equipment, goods and technology referred to in paragraphs 3 and 4 above, information regarding the actions taken by them to implement effectively the measures imposed by paragraphs 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 and 12 of this resolution and whatever further information it may consider useful in this regard;

(b) to seek from the secretariat of the IAEA information regarding the actions taken by the IAEA to implement effectively the measures imposed by paragraph 16 of this resolution and whatever further information it may consider useful in this regard;

(c) to examine and take appropriate action on information regarding alleged violations of measures imposed by paragraphs 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 and 12 of this resolution;

(d) to consider and decide upon requests for exemptions set out in paragraphs 9, 13 and 15 above;

(e) to determine as may be necessary additional items, materials, equipment, goods and technology to be specified for the purpose of paragraph 3 above;

(f) to designate as may be necessary additional individuals and entities subject to the measures imposed by paragraphs 10 and 12 above;

(g) to promulgate guidelines as may be necessary to facilitate the implementation of the measures imposed by this resolution and include in such guidelines a requirement on States to provide information where possible as to why any individuals and/or entities meet the criteria set out in paragraphs 10 and 12 and any relevant identifying information;

(h) to report at least every 90 days to the Security Council on its work and on the implementation of this resolution, with its observations and recommendations, in particular on ways to strengthen the effectiveness of the measures imposed by paragraphs 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10 and 12 above;

19. *Decides* that all States shall report to the Committee within 60 days of the adoption of this resolution on the steps they have taken with a view to implementing effectively paragraphs 3, 4, 5, 6, 7, 8, 10, 12 and 17 above;

20. *Expresses* the conviction that the suspension set out in paragraph 2 above as well as full, verified Iranian compliance with the requirements set out by the IAEA Board of Governors, would contribute to a diplomatic, negotiated solution that *guarantees Iran's nuclear programme is for exclusively peaceful purposes*, *underlines* the willingness of the international community to work positively for such a solution, *encourages* Iran, in conforming to the above provisions, to re-engage with the international community and with the IAEA, and *stresses* that such engagement will be beneficial to Iran;

21. *Welcomes* the commitment of China, France, Germany, the Russian Federation, the United Kingdom and the United States, with the support of the European Union's High Representative, to a negotiated solution to this issue and encourages Iran to engage with their June 2006 proposals (S/2006/521), which were endorsed by the Security Council in resolution 1696 (2006), for a long-term *comprehensive agreement* which would allow for the development of relations and cooperation with Iran based on mutual respect and the establishment of international confidence in the exclusively peaceful nature of Iran's nuclear programme;

22. *Reiterates* its determination to reinforce the authority of the IAEA, strongly supports the role of the IAEA Board of Governors, *commends* and *encourages* the Director General of the IAEA and its secretariat for their ongoing professional and impartial efforts to resolve all remaining outstanding issues in Iran within the framework of the IAEA, *underlines* the necessity of the IAEA continuing its work to clarify all outstanding issues relating to Iran's nuclear programme;

23. *Requests* within 60 days a report from the Director General of the IAEA on whether Iran has established full and sustained suspension of all activities mentioned in this resolution, as well as on the process of Iranian compliance with all the steps required by the IAEA Board and with the other provisions of this resolution, to the IAEA Board of Governors and in parallel to the Security Council for its consideration;

24. *Affirms* that it shall review Iran's actions in the light of the report referred to in paragraph 23 above, to be submitted within 60 days, and:

(a) that it shall suspend the implementation of measures if and for so long as Iran suspends all enrichment-related and reprocessing activities, including research and development, as verified by the IAEA, to allow for negotiations;

(b) that it shall terminate the measures specified in paragraphs 3, 4, 5, 6, 7, 10 and 12 of this resolution as soon as it determines that Iran has fully complied with its obligations under the relevant resolutions of the Security Council and met the requirements of the IAEA Board of Governors, as confirmed by the IAEA Board;

(c) that it shall, in the event that the report in paragraph 23 above shows that Iran has not complied with this resolution, adopt further appropriate measures under Article 41 of Chapter VII of the Charter of the United Nations to persuade Iran to comply with this resolution and the requirements of the IAEA, and *underlines* that further decisions will be required should such additional measures be necessary;

25. *Decides* to remain seized of the matter.

Annex

A. Entities involved in the nuclear programme

1. Atomic Energy Organisation of Iran
2. Mesbah Energy Company (provider for A40 research reactor — Arak)
3. Kala-Electric (aka Kalaye Electric) (provider for PFEP — Natanz)
4. Pars Trash Company (involved in centrifuge programme, identified in IAEA reports)
5. Farayand Technique (involved in centrifuge programme, identified in IAEA reports)
6. Defence Industries Organisation (overarching MODAFL-controlled entity, some of whose subordinates have been involved in the centrifuge programme making components, and in the missile programme)
7. 7th of Tir (subordinate of DIO, widely recognized as being directly involved in the nuclear programme)

B. Entities involved in the ballistic missile programme

1. Shahid Hemmat Industrial Group (SHIG) (subordinate entity of AIO)
2. Shahid Bagheri Industrial Group (SBIG) (subordinate entity of AIO)
3. Fajr Industrial Group (formerly Instrumentation Factory Plant, subordinate entity of AIO)

C. Persons involved in the nuclear programme

1. Mohammad Qannadi, AEOI Vice President for Research & Development
2. Behman Asgarpour, Operational Manager (Arak)
3. Dawood Agha-Jani, Head of the PFEP (Natanz)
4. Ehsan Monajemi, Construction Project Manager, Natanz
5. Jafar Mohammadi, Technical Adviser to the AEOI (in charge of managing the production of valves for centrifuges)
6. Ali Hajinia Leilabadi, Director General of Mesbah Energy Company
7. Lt Gen Mohammad Mehdi Nejad Nouri, Rector of Malek Ashtar University of Defence Technology (chemistry dept, affiliated to MODALF, has conducted experiments on beryllium)

D. Persons involved in the ballistic missile programme

1. Gen Hosein Salimi, Commander of the Air Force, IRGC (Pasdaran)
2. Ahmad Vahid Dastjerdi, Head of the AIO

3. Reza-Gholi Esmaeli, Head of Trade & International Affairs Dept, AIO
4. Bahmanyar Morteza Bahmanyar, Head of Finance & Budget Dept, AIO

E. Persons involved in both the nuclear and ballistic missile programmes

1. Maj Gen Yahya Rahim Safavi, Commander, IRGC (Pasdaran)
-

安全保障理事会は、

二千六年三月二十九日の議長声明（S／PRST／二〇〇六／一五）及び二千六年七月三十一日の決議第千六百九十六号（二千六年）を想起し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束を再確認するとともに、この条約の第一条及び第二条に従って、平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

国際原子力機関（以下「IAEA」という。）理事会の決議GOV／二〇〇六／一四を含め、IAEA事務局長により安全保障理事会に報告された、イランの核計画に関連する数多くのIAEA事務局長報告及びIAEA理事会決議に対する深刻な懸念を改めて表明し、

二千六年二月二十七日のIAEA事務局長報告（GOV／二〇〇六／一五）が、核の軍事的側面を有し得る問題を含む、イランの核計画に関する数多くの未解決の問題及び懸念を列挙していること、並びに、イランにおいて未申告の核物質又は核活動は存在しないとIAEAが結論することができないことに対する深刻な懸念を改めて表明し、

イランの核計画のすべての側面について説明するための三年以上にわたるIAEAによる努力の後も、情報の欠如が引き続き懸念されていること、並びに、IAEAがイランにおいて未申告の核物質及び核活動が存在しないことについての確証を提供するための努力において進展を得ることができないことを含む、二千六年四月二十八日のIAEA事務局長報告（GOV／二〇〇六／二七）及びその所見に対する深刻な懸念を改めて表明し、

二千六年六月八日（GOV／二〇〇六／三八）、二千六年八月三十一日（GOV／二〇〇六／

五三）及び二千六年十一月十四日（GOV/二〇〇六/六四）のIAEA事務局長報告により確認されたとおり、イランが決議第千六百九十六号（二千六年）に定めるすべての濃縮関連活動及び再処理活動の完全かつ持続的な停止を確立しておらず、追加議定書の下でのIAEAとの協力も再開しておらず、また、IAEA理事会により要求されているその他の措置もとっておらず、安全保障理事会決議第千六百九十六号（二千六年）に定める信頼醸成のために不可欠な規定を履行していないことに深刻な懸念をもつて留意するとともに、イランがこれらの措置をとることを拒否していることを遺憾とし、

交渉によりイランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する解決を見出すための政治的及び外交的な努力の重要性を強調し、そのような解決が他の地域における核不拡散に資することに留意し、また、中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、交渉による解決を追求することを引き続き約束していることを歓迎し、

安全保障理事会がこの決議の目的が達成されたと認めるまでの間、決議第千六百九十六号（二千六年）及びIAEAの要求事項をイランが遵守するよう説得し、また、イランの核計画及びミサイル計画に資する機微に係る技術の開発を制限するために、適切な措置をとることにより安全保障理事会の決定を実施することを決意し、

イランの核計画により、また、この文脈で、イランが引き続きIAEA理事会の要求事項を満たしていないこと及び安全保障理事会決議第千六百九十六号（二千六年）の規定を遵守していないことによりもたらされる拡散の危険性を懸念するとともに、国際の平和及び安全の維持に関する国際連合憲章の下での安全保障理事会の主要な責任に留意し、

国際連合憲章第七章第四十一条の下で行動して、

1 イランは、同国の核計画が専ら平和的目的であることについての信頼を醸成し及び未解決の

問題を解決するためには不可欠なものとして、同理事会決議 G O V / 二〇〇六 / 一四において I A E A 理事会により要求されている措置を更なる遅滞なくとらなければならないことを確認する。

2 この文脈において、イランが更なる遅滞なく以下の拡散上機微な核活動を停止することを決定する。

(a) 研究及び開発を含む、すべての濃縮関連活動及び再処理活動。その停止は I A E A により検証される。

(b) 研究用重水減速炉の建設を含む、すべての重水関連計画に関する作業。その停止は I A E A により検証される。

3 すべての加盟国が、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による、イランの濃縮関連活動、再処理活動若しくは重水関連活動に又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得る次のすべての品目、資材、機材、物品及び技術（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の、イランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための直接的に又は間接的に行われる供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。

(a) 文書 S / 二〇〇六 / 八一四 中の INF C I R C / 二五四 / R e v . 8 / P a r t 1 の B . 2、B . 3、B . 4、B . 5、B . 6 及び B . 7 に定めるもの

(b) 文書 S / 二〇〇六 / 八一四 中の INF C I R C / 二五四 / R e v . 8 / P a r t 1 の A . 1 及び B . 1 に定めるもの。ただし、次のものの供給、販売又は移転を除く。

(i) B . 1 に掲げる機材であって、軽水炉のためのもの

(ii) A . 1、2 に掲げる低濃縮ウランであって、軽水炉用の核燃料要素の一部となっているもの

(c) 文書 S / 二〇〇六 / 八一五 に定めるもの。ただし、同文書第二分類 19 . A . 3 に掲げる品目の供給、販売又は移転を除く。

(d) 濃縮関連活動、再処理活動若しくは重水関連活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与し得るものであつて、安全保障理事会又は下記18により設立される委員会（以下「委員会」という。）が必要に応じて認めるあらゆる追加的な品目、資材、機材、物品及び技術

4 すべての加盟国が、自国の領域からの又は自国民による若しくは自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用による次のすべての品目、資材、機材、物品及び技術（自国の領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の、イランに対する又は同国内での使用若しくは同国の利益のための直接的に又は間接的に行われる供給、販売又は移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。

(a) 文書S/二〇〇六/八一四のINFCIRC/二五四/Rev. 7/Part 2に定めるものであつて、濃縮関連活動、再処理活動又は重水関連活動に寄与するであろうと加盟国が認めるもの

(b) 文書S/二〇〇六/八一四又はS/二〇〇六/八一五に記載されていないあらゆるその他の品目であつて、濃縮関連活動若しくは再処理活動若しくは重水関連活動又は核兵器運搬システムの開発に寄与するであろうと加盟国が認める品目

(c) IAEAが懸念を表明し又は未解決であると確認したその他の問題に関連する活動の追求に寄与するであろうと加盟国が認めるあらゆる更なる品目

5 加盟国は、文書S/二〇〇六/八一四及びS/二〇〇六/八一五に掲げる品目、資材、機材、物品及び技術であつて、上記3 (b)、(c)又は4 (a)の規定によりイランに対する輸出が禁止されていないすべてのものの供給、販売若しくは移転について、次のことを確保することとを決定する。

(a) 文書S/二〇〇六/八一四及びS/二〇〇六/九八五に定めるガイドラインの要求が適切に満たされていること。

(b) 加盟国が、供給されたあらゆる品目の最終用途及び最終使用地を検証する権利を取得し、かつ、それを効果的に行使する立場にあること。

(c) 加盟国が、その供給、販売又は移転から十日以内に委員会に対して通知すること。
(d) 加盟国が、文書S/二〇〇六/八一四に含まれる品目、資材、機材、物品及び技術の場合には、I A E A に対しても、その供給、販売又は移転から十日以内に通知すること。

6 すべての加盟国が、上記3及び4に定める禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の供給、販売、移転、製造若しくは使用に関連する、あらゆる技術援助若しくは訓練、資金援助、投資、仲介又はその他のサービスのイランに対する提供、及び、金融資産又は金融サービスの移転を防止するために必要な措置をとることを決定する。

7 イランが、文書S/二〇〇六/八一四及びS/二〇〇六/八一五のあらゆる品目を輸出しないこと、並びに、すべての加盟国が、自国民による又は自国の旗を掲げる船舶若しくは航空機の使用によるイランからのそのような品目（イランの領域を原産地とするものであるか否かを問わない。）の調達を禁止することを決定する。

8 イランが2で定める停止を検証し、かつ、I A E A の報告において確認されたすべての未解決の問題を解決できるようにするため、I A E A が要請するようなアクセス及び協力を提供することを決定するとともに、イランに対し、追加議定書を速やかに批准することを要請する。

9 上記3、4及び6により課される措置は、委員会がそのような品目若しくは援助の供給、販売、移転又は提供が、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に資するイランの技術の発展に明らかに寄与しないものであることを事前にかつ個別の案件に応じて認める場合（そのような品目又は援助が食糧、農業、医療又はその他の人道的目的のものである場合を含む。）には、適用されないことを決定する。ただし、次の二の条件を満たす場合に限る。
(a) そのような品目又は援助の引渡しは、最終使用者に関する適切な保証を含んでいること。

(b) イランがそのような品目を拡散上機微な核活動において又は核兵器運搬システムの開発の

ために使用しないことを約束していること。

10

すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムに關与し、直接提携し又は支援を提供している個人の、自国の領域への入国又は領域の通過に關して、監視することを要請する。また、この關連で、すべての加盟国が、この決議の附屬書（以下「附屬書」という。）において指定される者及びイランの拡散上機微な核活動又は核兵器運搬システムの開発に關与し、直接提携し又は支援を提供している（上記3及び4により及びそれらの規定の措置の下で定められ禁止された品目、資材、機材、物品及び技術の調達への關与を通じたものを含む。）として、安全保障理事会又は委員会により追加的に指定される者の自国の領域への入国又は領域の通過を委員会に通知することを決定する。ただし、そのような渡航が上記3（b）（i）及び（ii）にいう品目に直接關連する活動のためのものである場合を除く。

11

上記10のいかなる規定も加盟国に対し自国民の自国の領域への入国を拒否することを要求するものではないこと、また、すべての加盟国は上記10の規定の履行において人道上の配慮及びこの決議の目的に合致する必要性（IAEA憲章第十五条に係る場合を含む。）を考慮に入れることを強調する。

12

すべての加盟国は、この決議の採択の日又はその後いつでも、自国の領域内に存在する資金、その他の金融資産及び經濟資源であつて、附屬書において指定される者若しくは団体、並びに、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に關与し、直接提携し若しくは支援を提供しているとして安全保障理事会若しくは委員会により指定される者若しくは団体により、又は、それらの代理として若しくはそれらの指示により行動する者若しくは団体により、又は、それらにより所有され若しくは管理される団体の指示により、所有され又は管理されるもの（不正な手段を通じたものも含む。）を直ちに凍結すること、また、この規定の措置は、安全保障理事会又は委員会がそのような者又は団体を附屬書から削除する場合に、その時点において、それらについて適用されなくなることを決定する。また、すべての加盟国が、

いかなる資金、金融資産又は経済資源も、自国の国民又はその領域内に所在する者若しくは団体により、それらの者及び団体の利益のために利用可能となることのないよう確保することを決定する。

13

上記12により課される措置は、関係国により次のとおり決定された資金、その他の金融資産又は経済資源には適用しないことを決定する。

(a) 食糧、賃料又は抵当、医薬品及び医療、租税、保険料及び公共料金のための支払いを含む基礎的な経費として必要であると決定されたもの又は法的役務の提供に関連して生じる妥当な専門手数料及び費用の払戻し若しくは凍結された資金、その他の金融資産及び経済資源の日常の保有若しくは維持のための国内法に基づく手数料若しくはサービスマテリアルのためのみに充てられる支払いであると決定されたものであつて、関係国より委員会に対し、適当と認められる場合に、そのような資金、その他の金融資産若しくは経済資源へのアクセスを認める意図が通知され、かつ、委員会がそのような通知がなされてから五作業日以内に否定的な決定を行わない場合

(b) 臨時経費として必要であると決定されたものであつて、そのような決定が関係国により委員会に対し通知され、かつ、委員会によつて承認された場合

(c) 司法、行政又は仲裁上の担保又は判決の対象であると決定され、当該資金、その他の金融資産及び経済資源がその担保又は判決を充足させるために使用されるものであつて、その担保又は判決がこの決議の日よりも前に記録され、上記10及び12に従つて指定される者又は団体の利益のためではなく、かつ、関係国により委員会に対し通知された場合

(d) 上記3(b)(i)及び(i)の規定に定める品目に直接に関連する行動に必要であると決定されたものであつて、関係国により委員会に対し通知された場合

14

加盟国は、上記12の規定に従つて凍結された口座に対し、それらの口座に生ずる利子若しくはその他の収入又はそれらの口座がこの決議の規定の対象となる日よりも前に生じた契約、合意若しくは義務に基づいて行われる支払いを加算することを認めることができることを決定す

る。ただし、そのような利子、その他の収入及び支払いは引き続きこれらの規定の対象であり凍結される。

15 上記12の措置は、指定された者又は団体が、そのような者又は団体のリストへの記載よりも前に締結された契約に基づいて支払いを行うことを妨げるものではないことを決定する。ただし、関係国が以下のとおり決定した場合であつて、関係国より委員会に対し、そのような支払いを行い若しくは受領する意図、又は、適当な場合にはそのために資金、その他の金融資産若しくは経済資源の凍結の解除を認可する意図について、そのような認可の十作業日前までに通知がなされる場合に限る。

(a) その契約が、上記3、4及び6に規定される禁止された品目、資材、機材、物品、技術、援助、訓練、資金援助、投資、仲介又はサービスのいずれにも関連していないこと。
(b) その支払いが、上記12に従つて指定された者又は団体により直接又は間接に受領されるものでないこと。

16 IAEAにより又はその下でイランに対し提供される技術協力は、食糧、農業、医療、安全又はその他の人道的目的のためである場合、又は、上記3 (b) (i) 及び (ii) の規定に定める品目に直接に関係する事業のために必要である場合にのみ行われ、かつ、上記2に定める拡散上機微な核活動に関連するいかなる技術協力も提供されないことを決定する。

17 すべての加盟国に対し、イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬システムの開発に寄与するであろう分野の、自国の領域内における若しくは自国民によるイラン国民に対する専門教育又は訓練を監視し防止することを要請する。

18 安全保障理事会の仮手続規則の規則二十八に従つて、同理事会のすべての理事国により構成される同理事会の委員会を設置し、次の任務を遂行することを決定する。
(a) すべての国（特に地域内の国及び上記3及び4に規定される品目、資材、機材、物品及び

技術を生産する国）に対し、この決議の3、4、5、6、7、8、10及び12により課される措置を効果的に実施するためにとつた行動に関する情報及び委員会がこの関連で有用と考える更なる情報を求めること。

(b) IAEA事務局に対し、この決議の16により課される措置を効果的に実施するためにIAEAがとつた行動に関する情報及び委員会がこの関連で有用と考える更なる情報を求めること。

(c) この決議の3、4、5、6、7、8、10及び12により課される措置に関して申し立てられた違反に関する情報について検討し、適切な行動をとること。

(d) 上記9、13及び15に定める免除の要請を受けた場合に検討し決定すること。

(e) 上記3の目的のために特定される追加の品目、資材、機材、物品及び技術を必要に応じ決定すること。

(f) 上記10及び12により課される措置の対象となる追加の個人及び団体を必要に応じ指定すること。

(g) この決議により課される措置の実施を促進するため必要とされる指針を定め、また、個人又は団体が上記10及び12に定める基準を満たす理由及び関連する識別情報につき可能な場合には情報を提供するとの加盟国に対する要求を、そのような指針に含めること。

(h) 安全保障理事会に対し、委員会の作業について、特に上記3、4、5、6、7、8、10及び12の規定により課される措置の効果を強化する方法に係る評価及び勧告とともに、少なくとも九十日ごとに報告すること。

19 12 及び17を効果的に実施するためにとつた措置につき、委員会に報告することを決定する。10、

20 20 上記2に定める停止及びイランによるIAEA理事会が定める要求の完全なかつ検証された遵守は、イランの核計画が専ら平和的目的のためであることを保証する外交的なかつ交渉による解決に寄与するであろうとの確信を表明し、そのような解決のために積極的に取り組むとい

う国際社会の意思を強調し、イランに対し、上記の規定を遵守することにより国際社会及び IAEA と再び協働することを奨励し、そのような協働がイランにとって有益であることを強調する。

21 中国、フランス、ドイツ、ロシア連邦、連合王国及び合衆国が、欧州連合上級代表の支援を得て、この問題の交渉による解決を約束していることを歓迎し、イランに対し、相互尊重に基づくイランとの関係及び協力の発展及びイランの核計画が専ら平和的な性格のものであることについての国際的な信頼の確立を可能とする長期的かつ包括的な合意に向けた、決議第千六百九十六号（二千六年）において安全保障理事会により承認された二千六年六月のこれら六か国の提案（S/2006/521）に向き合うことを奨励する。

22 IAEA の權威を強化する決意を改めて表明し、IAEA 理事会の役割を強く支持し、IAEA の枠内でイランにおけるすべての未解決の問題を解決するために IAEA 事務局長及び事務局が行っている専門的で公平な努力を称賛し及び奨励し、IAEA がイランの核計画に関連するすべての未解決の問題を明らかにするために活動を継続する必要性を強調する。

23 IAEA 事務局長に対し、六十日以内に、イランがこの決議に言及されるすべての活動の完全なかつ持続的な停止を確立したか否かについて、並びに、IAEA 理事会により要求されるすべての措置及びこの決議のその他の規定に対するイランの遵守の過程について、IAEA 理事会会に対し、またその検討のために併せて安全保障理事会に対し、報告することを要請する。

24 六十日以内に提出される上記 23 に規定される報告に照らしイランの行動について検討することを確認するとともに、次のとおり確認する。

(a) イランが、交渉を可能とするため、すべての研究及び開発を含む濃縮関連活動及び再処理活動を停止し、これが IAEA により検証された場合は、その期間、措置の実施を停止する。
(b) 安全保障理事会は、イランが安全保障理事会の関連決議の下での義務を完全に遵守しかつ

(c) は、I A E A 理事会の要求を満たし、これが I A E A 理事会により確認された場合、この決議の3、4、5、6、7、10、及び12の規定に定める措置を直ちに終了する。
び I A E A の報告書が、イランがこの決議を遵守していないことを示す場合には、この決議及び I A E A の要求を遵守するようイランを説得するため、国際連合憲章第七章第四十一条の下で更なる適切な措置をとる。また、そのような追加的措置が必要となる場合には更なる決定が要求されることを強調する。

この問題に引き続き関与することを決定する。

別添附属

A. 核計画に關与する団体

1. イラン原子力庁
2. メスバーフ・エネルギー社（A四〇研究炉を提供・アラク）
3. カラ・エレクトリック（P F E P（パイロット燃料濃縮プラント）を提供・ナタンズ）
4. パルス・トラッシュ・カンパニー（I A E A報告の指摘によれば、遠心分離機計画に關与。）
5. ファラーヤンド・テクニック（I A E A報告の指摘によれば、遠心分離機計画に關与。）
6. 防衛産業機構（イラン国防軍需省管理下団体の連合体。下部組織には、遠心分離器計画の組立て及びミサイル計画に關与した団体がある。）
7. セブンス・オブ・テイル（防衛産業機構の下部組織。核計画に直接關与してきていると広く認識されている。）

B. 弾道ミサイル計画に關与する団体

1. シヤヒード・ヘンマツト産業グループ（航空宇宙産業機構の下部団体）
2. シヤヒード・バーゲリ産業グループ（航空宇宙産業機構の下部団体）
3. ファジュール産業グループ（以前は計測機器工場施設。航空宇宙産業機構の下部団体）

C. 核計画に關与する個人

1. モハンマド・ガンナディ・イラン原子力庁研究・開発副長官
2. ベフマン・アスガルプール運用部長（アラク）
3. ダウド・アーガージャニー P F E P 総裁（ナタンズ）
4. イーサン・モナージェミ建設計画部長、ナタンズ
5. ジャファール・モハンマディ・イラン原子力庁技術担当顧問（遠心分離機の弁の生産管理担

当)

6. アリー・ハージニア・レイラー・バーディ・メスバーフ・エネルギー社総裁
7. モハンマド・メフディ・ネジャード・ヌーリー中将(マレク・アシユタル防衛技術大学学
長。同大化学学部は、国防軍需省と提携してベリリウム実験を実施。)

D. 弾道ミサイル計画に關与する個人

1. ホセイ・サリミ准将、空軍司令官、革命ガード(IRGC)(パスダラン)
2. アフマド・ヴァヒド・ダストジェルディ航空宇宙産業機構総裁
3. レザー・ゴリ・エスマエリ航空宇宙産業機構、貿易国際部長
4. バフマンヤール・モルテザー・バフマンヤール航空宇宙産業機構財務予算部長

E. 核及び弾道ミサイル計画の両方に關与する個人

1. ヤフヤ・ラヒーム・サファヴィ少将、革命ガード(IRGC)総司令官(パスダラン)